# 「大口使用者等特別料金制度」について

# 制度の概要

平成29年度から運用開始した「大口使用者等特別料金制度」は、大口水道使用者の水道水離れの抑制と地下水 利用に転換したお客様の水道水回帰を目的とした制度です。

お客様ごとに基準水量(原則H28年度の水道使用量)を設け、その基準水量を超えて使用した水量部分に特別 料金(230円/㎡)を適用します。対象となるお客様の要件と基準水量は、下記の通りとなります。

- ① H28年度に年間3.000 m 以上の使用実績があるお客様
- ② H29年度以降に年間3,000 m以上の使用実績ができたお客様
- ③ 地下水利用のお客様(使用水量の条件なし)
- ④ H29年度以降に水道使用開始し年間3,000㎡以上の使用見込みのあるお客様 ⇒ 基準水量:なし(0㎡)
- ⇒ 基準水量:H28年度の使用水量
- ⇒ 基準水量:実績ができた年度の水量
- ⇒ 基準水量:H28年度の使用水量

超えた部分に適用

#### 制度イメージ ※令和2年9月の検針水量 (2ヶ月分の使用水量) が 2,000m だった場合 平成28年9月検針 基準水量 (7.8月使用水量) 令和2年9月検針 诵堂料金 特別料金 (230円/㎡) (7.8月使用水量) 1,500 m 500 m³

## これまでの成果

各メディアを活用した広報活動や新規水道契約者への周知徹底を行った結果、制度制定当初から多くのお客様 にご利用いただいており、**地下水転換対策として一定の効果**があったと捉えています。(今年度については新型 コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少する見込みです)

## 【申請件数(累計)】

区分	H29	H30	R1
① H28に年間3,000㎡以上使用実績のあるお客様	372 件	375 件	380 件
② H29以降に年間3,000㎡以上使用実績ができたお客様	6 件	28 件	29 件
③ 地下水利用のお客様	62 件	73 件	74 件
④ H29以降使用開始し年間3,000㎡以上見込みのある客様	14 件	28 件	36 件
슴탉	454 件	504 件	519 件

## 「海田・小里」 甘進・小里 (1100/中田・小里) た切った 小里

【週用水	■】 基準水量	(H28使用水量)	を超えた水量
月	H29	H30	R1
4月	26,320 m³	52,184 m³	63,319 m³
5月	17,745 m³	30,285 m³	52,616 m³
6月	36,412 m³	55,985 m³	66,169 m³
7月	22,920 m³	36,496 m³	51,247 m³
8月	28,444 m³	63,561 m³	64,358 m³
9月	25,272 m³	42,171 m³	63,667 m³
10月	38,873 m³	60,875 m³	61,258 m³
11月	21,867 m³	41,697 m³	59,761 m³
12月	38,930 m³	56,980 m³	70,133 m³
1月	22,925 m³	39,856 m³	59,543 m³
2月	42,938 m³	58,046 m³	57,111 m³
3月	23,816 m³	38,683 m³	45,516 m³
合計	<b>346,462</b> m³	<b>576,819</b> m³	<b>714,698</b> m³
前年比較		230,357 m <sup>3</sup>	137,879 m³

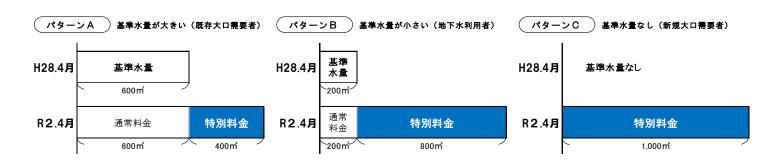
「海田調中類】 ナヨル県に特別収合(220円/減) た乗じた類

【週用調】	正観】 左記水量(	C特別科金(230P	H/M)を乗じた額
月	H29	H30	R1
4月	6,054 千円	12,002 千円	14,563 千円
5月	4,081 千円	6,966 千円	12,102 千円
6月	8,375 千円	12,877 千円	15,219 千円
7月	5,272 千円	8,394 千円	11,787 千円
8月	6,542 千円	14,619 千円	14,802 千円
9月	5,813 千円	9,699 千円	14,643 千円
10月	8,941 千円	14,001 千円	14,089 千円
11月	5,029 千円	9,590 千円	13,745 千円
12月	8,954 千円	13,105 千円	16,131 千円
1月	5,273 千円	9,167 千円	13,695 千円
2月	9,876 千円	13,351 千円	13,136 千円
3月	5,478 千円	8,897 千円	10,469 千円
合計	79,686 千円	132,668 千円	164,381 千円
前年比較		52,982 千円	31,712 千円

# 現行制度の課題 ①(基準水量による格差)

現行制度では原則H28年度の使用水量を基準水量とし、その水量を超えた部分に特別料金を適用していますが 「年間使用水量に大きな変化がないお客様」と「新規使用開始のお客様」では基準水量の取扱いが大きく異なる ことから、制度の恩恵を受ける範囲の格差が生じています。

【 制度適用イメージ 】 2ヶ月で1,000㎡ (1月あたり500㎡) 使用した場合、基準水量によって特別料金の適用が大きく異なる。



# 現行制度の課題 ② (地下水の継続利用)

下水道使用料の請求において、水道水以外の汚水(地下水・温泉水等)については、水道のメーターとは別に 地下水専用のメーターを設置しています。これによると、排水量上位50者だけで 年間約190万㎡ もの地下水が 使用されており、本来市に入っていた給水収益がこれだけ失われていることになります。

現行制度にはペナルティが無いため、地下水施設の故障等リスク回避のためだけに申請し、実際には水道水を 利用せず多量の地下水利用を継続している事業者も多々見受けられます。

## 【 令和元年度における地下水排水量上位50者とその水道水使用量 】

施設種別	事業者数	地下水排水量	水道水使用量	水量差
医療施設	19 者	694,302 m³	132,965 m <sup>3</sup>	561,337 m³
大型商業施設	6 者	639,690 m³	24,455 m³	615,235 m³
ホテル・旅館	5 者	103,398 m³	23,042 m³	80,356 m³
スポーツジム	5 者	99,880 m³	18,270 m³	81,610 m³
工場関係	4 者	69,794 m³	5,314 m³	64,480 m³
介護施設	6 者	64,250 m³	26,327 m³	37,923 m³
食品加工施設	2 者	26,057 m <sup>3</sup>	1,868 m³	24,189 m³
その他施設	3 者	195,930 m³	104,778 m³	91,152 m³
合 計	50 者	1,893,301 m³	337,019 m³	1,556,282 m³

# 今後の取り組み(まとめ)

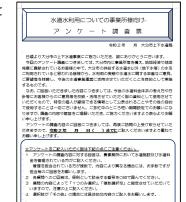
現行制度制定時にも実施しましたが、地下水利用のお客様(47者)を管理職職員を 中心に直接訪問し、アンケート及びヒアリング調査を行います。

今回の主な調査目的は「地下水利用の実態調査」及び「現行大口制度改定に対する 要望調査 | になります。

様々なリスクを抱えながらも地下水を利用する理由、現行制度では水道水回帰でき ない理由(特別料金の価格、基準水量の設定等)を把握することで制度改定のヒント を得ることが狙いです。

人口減少や節水機器の普及に加え、大口需要者の地下水転換による給水収益の減少 が全国的にも大きな問題となっています。

本市では多量の水需要がありながら地下水を選択したお客様を対象に、現行制度の 課題や水道料金に対するリアルなニーズを直接聞き出し、解決策を提供することで、 水道水回帰を促し、給水収益の確保に努めて参ります。



(お貼い合わせ先) -大分市上下水場局上下水場が営業課 担当:...... 〒870 - OO45 大分市減増町17目5番20号 TEL:097-538-2418 FAX:097-537-2757 E-Mail:jogsoui-eigyoBolty.olta.olta.jo